

Web 申込用
補償業務管理士専門科目研修実施の案内
(令和7年度)

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

目 次

はじめに	1
1. 受講資格のある者	1
2. 研修配信期間・申込受付期間	2
(1) Web ライブ配信期間	2
(2) 申込受付期間（アクセス期間）	2
(3) 研修の科目等	2
3. 研修と受験（筆記試験）との関係	7
4. 申請に必要なコース別書類	8
5. 記載上の注意事項	10
6. 受講手数料及び納入方法	10
7. 研修で使用する市販図書	12
8. 研修受講上の諸注意	14
9. 専門科目研修修了証書の交付	14
部門別補償業務経歴記載例	16

はじめに

この研修は、補償業務管理士の資格を取得しようとする下記の「1. 受講資格のある者」を対象に「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」(平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。)第2条及び第17条に基づき実施するものです。

1. 受講資格のある者

- ① 今年度コースⅠにより共通科目研修を受講した者及び専門学校を卒業し、補償講座の単位を取得し共通科目研修を免除された者(27頁参照)。ただし、既に専門科目の筆記試験に合格し、共通科目の筆記試験が不合格で共通科目の研修有効期間(3箇年)が失効し、新たに今年度共通科目の研修を受講した者を除く。
- ② 既にコースⅠで共通科目に合格し、専門科目の筆記試験が不合格で専門科目の研修有効期間(3箇年)が失効し、再度専門科目の研修を受講する者。
- ③ コースⅢで受講する者
既に補償業務管理士の資格を有している者で新たに他部門の資格を取得するために必要な当該部門の実務経験を4年以上有する者及び専門科目の筆記試験が不合格で専門科目の有効期間(3箇年)が失効し、再度、専門科目研修を受講する者。
ただし、**附則第2項に基づき取得した部門のみを有する者で新たな部門を追加取得しようとする者は、コースⅠで共通科目研修からの受講となります。**
- ④ 総合補償部門を受講する者
補償関連部門を含む3以上の部門の登録がなされている補償業務管理士。ただし、免除申請基準(実施規程第20条第2項第2号)に該当する者を除く。

2. 研修配信期間・申込受付期間

(1) Web ライブ配信期間

8部門全て、Web ライブ配信となります。研修配信期間は次のとおりです。

○Web 研修(ライブ配信)

実施部門	Web ライブ配信・実施期間		実施方法・注意事項
	月	日(曜日)	
土地調査 営業補償・特殊補償	6	24(火) 25(水) 26(木) 27(金)	Web 研修(ライブ配信)により実施します。 メールの送受信及び Zoom ウェビナーの視聴が可能なパソコン(又はタブレット)が必要となります。 なお、詳細は受講者宛別途お知らせします。 ※研修のカリキュラム(科目、開始・修了時間)は、「集合型研修(対面)」の場合と同じになります。 したがって、研修の実施期間、時間以外での視聴はできません。
土地評価 事業損失	7	1(火) 2(水) 3(木) 4(金)	
補償関連 総合補償	7	8(火) 9(水) 10(木) 11(金)	
物 件 機械工作物	7	15(火) 16(水) 17(木) 18(金)	

(2) 申込受付期間 (アクセス期間)

受付期間(アクセス期間)は、下記のとおりです。

記

Web申 込 受 付 期 間	
自 年月日(曜)	至 年月日(曜)
令和7年 5月1日(木)	令和7年 6月5日(木)

(3) 研修の科目等

部門別研修のカリキュラム及び日程等は次のとおりです。**全部門、Web ライブ配信**となります。

①土地調査部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
6 月 24 日 (火)	土地調査 概説 (1)	民法概説 (2)			(同左) (4)				
6 日 25 日 (水)	地籍調査概説 (2)		法定外公共 物概説 (1)		権利、権利者調査の実務 (4)				
6 月 26 日 (木)	境界確認の実務 (2)		立入調査 の実務 (1)		権利、権利者調査の実務 (4)				
6 月 27 日 (金)	用地測量概説 (3)				土壌汚染に関する調査の実務 (3)				16:00

(注) 1 研修初日のオリエンテーションは、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

②土地評価部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月1日 (火)	土地評価 概説 (1)	鑑定評価書の見方 (2)			不動産鑑定評価理論概説 (2.5)			公的評価の概説 (1.5)	
7月2日 (水)	公共用地の取得における 土地評価の実務 (理論) (3)				公共用地の取得における土地評価の実務 (算定) (4)				
7月3日 (木)	土地の種別ごとの算定の実務 (3)				(同左) (2)		所有権以外の権利 の評価の実務 (2)		
7月4日 (金)	土地の使用に係る 補償額算定の実務 (2)	公共補償に おける土地に 関する補償 (1)			残地補償額算定 の実務 (2)		地価公示 制度概説 (1)	16:00	

(注) 1 研修初日のオリエンテーションは、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

③物件部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00		
7月15日 (火)	物件概説 (1)	建築基準法等概説 (2)			木造建物の調査と算定の実務 (4)						
7月16日 (水)	非木造建物の調査と算定の実務 (3)				木造特殊建物の調査と算定の実務 (1)	建物設備の調査と算定の実務 (3)					
7月17日 (木)	建物等の取得等の補償 (1.5)	公共補償における建設費等の補償 (1.5)			(同左) (0.5)	建物移転補償の実務 (3.5)					
7月18日 (金)	工作物（機械工作物部門の「機械工作物」及び「生産設備」を除く。）、立竹木の調査と算定の実務 (3)				建物等の移転に伴い生ずる損失の補償額算定の実務 (3)						
					16:00						

(注) 1 研修初日のオリエンテーションは、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

④機械工作物部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月15日 (火)	機械工作物 概説 (1)	機械工作物 関係法規概説 (2)			(同左) (4)				
7月16日 (水)	単体機械の調査と算定の実務 (3)				機械工作物移転補償の実務 (調査、算定の手順等) (4)				
7月17日 (木)	機器等に係る電気、配管その他設備 等の調査と算定の実務 (3)				プラントの調査と 算定の実務 (2)		ライン生産施設の 調査と算定の実務 (2)		
7月18日 (金)	機械工作物移転補償の実務 (仕様書、算定要領) (3)				(同左) (1)	生産設備の調査 と算定の実務 (2)		16:00	

(注) 1 研修初日のオリエンテーションは、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

⑤営業補償・特殊補償部門

月 日		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
6 月 24 日 (火)	営業補償・ 特殊補償概説 (1)	営業調査の実務 (2)				(同左) (1)	営業補償額算定の実務 (3)			
6 月 25 日 (水)	営業補償額算定の実務 (3)					簿 記 概 説 (2)		会計・財務諸表 概説 (2)		
6 月 26 日 (木)	漁業権等補償の実務 (3)					営業補償額算定の実務 (4)				
6 月 27 日 (金)	鉱業権、租鉱権、採石権の 補償の実務 (3)					農業、立毛、養殖物等の 補償の実務 (3)			16:00	

(注) 1 研修初日のオリエンテーションは、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

⑥事業損失部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月1日 (火)	事業損失 概説 (1)	日陰による事業損失 の実務 (2)			(同左) (1)	事業損失に係わる 判例の動向 (3)			
7月2日 (水)	公害関係法及び 環境アセスメント 概説 (2)		(同右) (1)		建物等の損害等による 事業損失の実務 (3)			事業損失補 の実務 (1)	
7月3日 (木)	テレビジョン電波受信障害による 事業損失の実務 (3)				水枯渇等による 事業損失の実務 (3)			公共補償におけ る公共施設等の 損傷等に対する 費用の負担 (1)	
7月4日 (金)	その他 (騒音、農作物及び定型化されていない 類型)の事業損失に関する補償の実務 (3)				残地及び隣接地工事費等 の補償の実務 (3)			16:00	

(注) 1 研修初日のオリエンテーションは、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

⑦補償関連部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月8日 (火)	補償関連 概説 (1)	補償実務の基礎的知 識 (2)			(同左) (3)			水源地域対策 特別措置法概 説 (1)	
7月9日 (水)	生活再建 措置の実務 (1)	生活再建 調査の実務 (1)	住民意向 調査の実 務 (1)	事業認定申請書の作成の実務（理論） (4)					
7月10日 (木)	裁決申請書の作成の実務 (3)				事業認定申請書の作成の実務（実務） (4)				
7月11日 (金)	補償説明の実務 (3)				(同左) (1)	地方公共団体等 との補償に関する 連絡調整の実務 (2)		16:00	

(注) 1 研修初日のオリエンテーションは、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

⑧総合補償部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月8日 (火)	用地取得マネジメント (3)				行政対象暴力 (2)		用地訴訟 (紛争) (2)		
7月9日 (水)		用地事務のあり 方とコンプライ アンス (1.5)	(同 右) (0.5)		公共用地取得計画 図書の作成の実務 (1.5)	用地事務工程管理の実 務 (2.5)			
7月10日 (木)		民 法 (2)			土地収用法 (2)		補償に関する相談 の実務 (2)		
7月11日 (金)		説明会の実務 (2)			公共用地交渉の実務 (3)				16:00

(注) 1 研修初日のオリエンテーションは、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

3. 研修と受験（筆記試験）との関係

筆記試験を受けるためには、共通科目研修及び専門科目研修の受講が必須です。（コースⅠの場合、両科目を受講修了しなければ次の筆記試験へは進めません。ただし、コースⅢの場合は、専門科目研修のみ。また、それぞれの研修の有効期間は3箇年。）

令和7年度の筆記試験については、専門科目の筆記試験を下表のとおり実施します。午後の専門科目の試験時間が分かれている部門については、2部門の受験が可能となりますので、コースⅠまたはⅢの方で2部門受験される場合は、当該部門の研修を受講してください。

なお、コースⅠ 共通科目研修受講修了者で、専門科目研修申込にあたって部門追加を希望する方は、マイページ上で追加する部門の補償業務経歴書を新たに作成・登録してください。協会本部にて内容を確認・承認後、証明者の押印を得たうえで、押印済みの補償業務経歴書(PDF)をアップロードしていただくことで、申請手続きが完了します。

一方、コース変更(例:コースⅠからⅡ等)を希望する場合は、マイページ上での手続きはできませんので、協会本部 研修事業部までご連絡ください(最終頁参照)。

＜令和7年度補償業務管理士検定試験（筆記試験）実施時間割＞

令和7年10月26日(日)

午 前	午 後	
9 : 1 5 ～ 1 1 : 4 5	1 2 : 4 5 ～ 1 4 : 4 5	1 5 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
共 通 科 目	土 地 調 査 部 門	事 業 損 失 部 門
	土 地 評 価 部 門	物 件 部 門
総 合 補 償 部 門		機 械 工 作 物 部 門
	補 償 関 連 部 門	営 業 補 償 ・ 特 殊 補 償 部 門

4. 申請に必要なコース別書類（Web）

申込時には、以下の情報・書類を申込サイト（マイページ）にて入力・アップロードしてください。
従来の様式 1・2・4 に相当する項目も、Web 上の操作により提出いただきます。

コースⅠ・コースⅠ（再）／コースⅢ 提出書類（Web）

コース別	提出書類	
Ⅰ	① 受講申込情報（テキスト入力）	●無し
Ⅰ （再）	① 受講申込情報（テキスト入力） ② 登録用証明写真（JPEG/PNG 形式、3MB 以下） ③ 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴（作成した PDF に証明者押印後、PDF ファイルとしてアップロード） ④ 被保険者記録照会回答票（該当者のみ）	●公共用地取得実務経験者（民間業者在籍中） ●出向者 ●添付する「補償業務経歴」証明印が前に在籍していた会社の代表者 上記の場合は、被保険者記録照会回答票（写し）
Ⅲ	① 上記と同様 ② 償業務管理士登録証（表面の写し）	●公共用地取得実務経験者（民間業者在籍中） ●出向者 ●添付する「補償業務経歴」証明印が前に在籍していた会社の代表者 上記の場合は、被保険者記録照会回答票（写し）

- ・コースⅢ及び再度受講受け直しのコースⅠの方は、直近 4 年以上の経歴を記載したものを添付してください。（17 頁～23 頁参照）
- ・証明印が必要な補償業務経歴書は、Web 上で作成後に印刷・押印し、PDF 化したものをアップロードしてください。
- ・被保険者記録照会回答票（写し）は、証明者の勤務実績を補足するための書類です。
- ・被保険者記録照会回答票については、アップロード前に必ず、保険者番号および被保険者等の記号・番号が読み取れないように黒塗り（マスキング）を施し、個人情報の漏洩を防止してください。
- ・登録用証明写真は、6 か月以内に撮影した上半身・正面・無帽の写真とし、マイページ上からアップロードしてください。

（注1）「被保険者記録照会回答票」は、ねんきんネット（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）参照。

なお、これらの写しについては、いずれも取得する部門の補償業務経歴の証明する会社とは関係のないデータは、読み取れないように塗りつぶし（マスキング）を施したうえで提出してください。

（1）総合補償部門受講申込者については下記の情報・ファイルの入力及びアップロードが必要となります。（4点）

※補償業務経歴書の添付の必要は、ございません。

1. 申込者情報（マイページ上で入力）
※従来の「受講申込書（様式1）」に相当
※入力完了後、表示された内容を確認してください。
2. 登録用証明写真（従来の「受講写真票（様式2）」に相当）
以下の条件をすべて満たす画像ファイル（JPEG または PNG 形式、3MB 以下）を、マイページ上からアップロードしてください。
 - ・脱帽、上半身
 - ・正面を向き、表情が認識できるもの
 - ・6 か月以内に撮影されたもの
3. 「補償業務管理士登録証」（表面の写し／PDF または画像ファイル）
4. 「被保険者記録照会回答票」（写し／PDF または画像ファイル）
※被保険者記録照会回答票については、アップロード前に必ず、保険者番号および被保険者等の記号・番号が読み取れないように黒塗り（マスキング）を施し、個人情報の漏洩を防止してください。

(2) 専門学校補償講座取得者については、下記の情報・ファイルの入力及びアップロードが必要となります。（4点）

1. 申込者情報（マイページ上で入力）
※従来の「受講申込書（様式1）」に相当
2. 登録用証明写真（JPEG または PNG 形式、3MB 以下をアップロード）
※従来の「受講写真票（様式2）」に相当
3. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴（マイページ上で入力し、押印済 PDF ファイルをアップロード）
※従来の「様式4」に相当
4. 補償講座単位取得が記載されている「卒業証明書」（写し）または、「単位取得証明書」（写し）

※公共用地取得実務経験者（民間業者在籍中）、出向者並びに添付する「補償業務経歴」証明印が前に在籍していた会社の代表者の場合、「被保険者記録照会回答票」（写し）も併せてアップロードしてください。

- ・被保険者記録照会回答票については、アップロード前に必ず、保険者番号および被保険者等の記号・番号が読み取れないように黒塗り（マスキング）を施し、個人情報の漏洩を防止してください。

5. 記載上の注意事項

- ① 受講申込に際しては、必ず受講者本人が記載してください。
- ② 専門科目研修申込書(様式1)に記載するメールアドレスは、必ず**個人ごとのメールアドレスを記入**してください。(厳守のこと。共有アドレスは、セキュリティ管理上、問題がありますので、使用不可です。)
- ③ 記載書類に不備(記入漏れ、誤記等)又は偽りがあった場合には、**受講できないことがあるか、受講失格**となることがありますので、必ず受講者本人が記入又は入力してください。
- ④ **全提出書類をコピーして、最終合格発表まで必ず保管**しておいてください。(後日、記載事項について確認する場合があります。)
- ⑤ 登録用証明写真(従来の「受講写真票(様式2)」に相当)
以下の条件をすべて満たす画像ファイル(JPEG または PNG 形式、3MB 以下)を、マイページ上からアップロードしてください。
 - ・ 脱帽、上半身
 - ・ 正面を向き、表情が認識できるもの
 - ・ 6か月以内に撮影されたもの。

その他記入に関する詳細な注意事項は、16頁以降の「**記載例**」を参照してください。

6. 受講手数料及び納入方法

- ① 正会員又はその他の受講手数料は、次頁＜受講手数料一覧＞のとおりです。
なお、当該受講者が現に勤務している営業所等が正会員でなくても、同一法人等の本社、支社又は営業所等のいずれかが当協会の正会員となっている場合には、受講手数料は正会員の額となります。(この場合の会員番号は、会員名簿に記載されている番号を用いてください。主たる営業所が正会員の場合はその番号を、その他の場合は地理的に近い営業所等の会員番号を記載してください。)※正会員とは、当協会会員を示します。補償コンサルタントC PD会員は含まれません。
- ② 受講手数料は、ATM 機等(インターネットバンキング可)により、**受講者の個人名**で下記口座に振込み、その「利用明細書」等の「写し」を添付してください。(インターネットバンキング振込の場合、振込完了画面の「写し」(A4 版)を添付してください。)振込みに際しては、当協会の正会員の方は、**個人名の前に必ず会員番号を入力**してください。
(例: **3-7** コウノ タロウ)
なお、振込みに要する費用は、受講者の負担といたします。
振込先: 三菱UFJ銀行本店
預金種目: 普通預金
口座番号: **No.7649508** ※注: 口座番号にご注意ください。
受取人: 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会
所在地: 東京都中央区八丁堀2-20-9 八丁堀 FRONT 3階
- ③ 受験手数料は各自振込でお願いいたします。複数振込不可。
- ④ 現金等による受講手数料の納付は受け付けません。

<受講手数料一覧>

(単位：円)

区 分		全部門共通（1部門）	
		正 会 員 ※1	そ の 他
受講手数料		40,000	50,000
内訳	本体価格	36,364	45,455
	消費税額 10%	3,636	4,545

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 登録番号：T2010405001152

◎上記受講費用については、**本研修案内文書（本紙）と、受講者（又は会社）が受講費用を振込んだ際の「利用明細書」等の控えをもって、インボイス（適格請求書）といたします。**（「消費税法基本通達 1-8-1」参照）

※1 正会員とは、当協会会員を示します。補償コンサルタントCPD会員は含まれません。

※2 複数部門申し込む場合、受講手数料（太枠） × 部門数 となります。

(注)1. 受講申込後、受講を取下げの場合は、速やかに「マイページ」から手続きをしてください。
2. 「領収証」が必要な場合も「マイページ」からダウンロードしてください。

※受講手数料の返還

- ① 受講初日の半月前まで 80%返還
- ② 上記①以後、受講初日の一週間前まで 50%返還
- ③ ①、②以後 返還なし

注) 返還に伴う振込手数料は、受講者の負担とする。

7. 研修で使用する市販図

研修で使用する図書は、下記のとおりです。**受講者自らが用意してください。**

●土地調査部門

<市販図書なし>

●土地評価部門

- ・要説 不動産鑑定評価基準と価格等調査ガイドライン (株)住宅新報出版
- ・改訂版 公共用地 標準地比準評価法の実務 (株)大成出版社

●物件部門

<市販図書なし>

●補償関連部門

- ・基準と事例でわかる！営業補償の実務 (株)ぎょうせい
※令和4年12月28日第3刷発行（「営業補償調査算定要領（案）」（令和3年3月19日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）及び同解説（QA）制定に伴う変更内容等を付記。）
- ・全訂 事業認定申請マニュアル (株)ぎょうせい
- ・改訂版 明解 事業損失の理論と実務 (株)大成出版社
- ・心理的アプローチによる用地折衝の進め方 (株)大成出版社

●事業損失部門

- ・改訂版 明解 事業損失の理論と実務 (株)大成出版社

●営業補償・特殊補償部門

- ・基準と事例でわかる！営業補償の実務 (株)ぎょうせい
※令和4年12月28日第3刷発行（「営業補償調査算定要領（案）」（令和3年3月19日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）及び同解説（Q&A）制定に伴う変更内容等を付記。）

●機械工作部門

<市販図書なし>

●総合補償部門

<市販図書なし>

以上ですが、受講する部門により用意する図書が違いますので注意してください。
上記のとおり、<市販図書なし>の部門は、市販図書を用意する必要はありません。

＜市販図書申し込み方法＞

- 『全訂 事業認定申請マニュアル』／(株)ぎょうせい
- 『基準と事例でわかる！営業補償の実務』／(株)ぎょうせい
- 『改訂版 公共用地 標準地比準評価法の実務』／(株)大成出版社
- 『改訂版 明解 事業損失の理論と実務』／(株)大成出版社
- 『心理的アプローチによる用地折衝の進め方』／(株)大成出版社



上記の図書は、斡旋いたしますので、出版社別の別紙『専門科目研修の使用図書の斡旋申込書』に必要な図書の購入部数を記入し、各出版社宛てにFAXしてください。

※FAX番号は斡旋申込書に記載されております。

- 『要説 不動産鑑定評価基準と価格等調査ガイドライン』／(株)住宅新報出版



直接、(株)住宅新報社のHPよりお申込みください。※Amazonでも取り扱いがあるそうです。

その他の研修テキストは、申込み締切り後、ご自宅宛てに発送いたします。

* 使用図書の発送及び支払について *

図書の発送は締切日より後日となります。

発送・支払方法などの詳細については、各出版社へお問い合わせください。

＜図書出版元＞

- (株)住宅新報出版 ……03-6388-0052
- (株)ぎょうせい ……0120-953-431
- (株)大成出版社 ……03-3321-4131

8. 研修受講上の諸注意

- ① 「受講票」は、受付完了後に「受講申込書」(様式1)記載のEメールアドレスあてにリンク先をお知らせしますので、そちらにアクセスしダウンロードしてください。
- ② 研修初日は、8時45分までにWeb入室を済ませてください。

9. 専門科目研修修了証書の交付

研修を修了した方には、修了証書を交付します。Web上で各自ダウンロードしてください。

(注) コースⅠで専門科目研修受講後住所等に変更が生じた場合には電話、FAX等で速やかに協会本部までご連絡ください。ただし、コースⅢでこの専門科目研修を受講した方は、速やかに「**補償業務管理士登録事項変更申請**」の手続きを行ってください。



「CPDでの登録事項変更手続き」とは別のものとなります。新たに「補償業務管理士登録事項変更申請手続き」を行ってください。

8.「資格を取得しようとする部門の業務経歴」(様式4)の記載上の留意点

- ① コースⅢ(初研修・再研修)及びコースⅠ(専門科目研修から再研修)は経歴を記載し、押印したものを添付してください。
- ② 記載事項はすべて、令和7年5月1日現在で記入してください。
- ③ 提出の前に記入漏れ、誤字、脱字のないよう、再度チェックしてください。
- ④ 8「資格を取得しようとする部門の業務経歴」の部門ごとの件名は、契約時の業務発注件名を記載してください。その際、件名それ自体では具体的な事業内容、業務内容がはっきりしない場合には、次の記入例1のように業務発注名の後に具体的な事業名(収用対象事業であることが分かるように)、及び業務内容(部門の対象業務であることが分かるように、〇〇調査、積算等)を補足し、補償業務が明確になるようにしてください。なお、各部門の業務内容は、参考1のとおりです。

記入例1

契約件名 〇〇地区用地調査等業務委託(一般国道〇〇号改築工事(物件・・・非木造建物に係る調査、積算業務を含む。))

- ⑤ 8「資格を取得しようとする部門の業務経歴」には、元請業務を記載してください。また、当該業務経歴には、暦年又は年度ごとに原則2事例以上記載(元請で時点の異なるもの)してください。暦年又は年度ごとに実務経歴の記載がない場合は、期間計算には算入しないでください。

資格を取得しようとする部門の業務経歴は4年以上必要です。

- ⑥ 8「資格を取得しようとする部門の業務経歴」の「業務経歴内容」及び「従事年数」の証明は、その業務経験を積んだ所属する又は所属した会社等の人事権を有する証明者(通常は代表者)により行ってください。
- ⑦ 所属する又は所属した会社等が複数のときは、複数の会社等の証明が必要です。なお、この場合には、証明を要する会社等ごとに8「資格を取得しようとする部門の業務経歴」を提出してください。
- ⑧ 会社等が倒産等により、証明を得ることができない場合には、その理由書と当時、その在職期間中の役員又は上司等の2名以上の連名により証明してください。
この場合、証明者がその期間に在職していたことを証する資料(上司2名以上の連盟証明の場合は、証明者の「被保険者記録照会回答票」(写し)、役員の証明の場合は、閉鎖事項全部証明書(役員の場合、証明する期間に役員として登記されているもの))を添付してください。※これらの写しについては、いずれも、取得する部門の補償業務経歴を証明する会社とは関係のないデータは、読み取れないように塗りつぶし(マスキング)を施したうえで提出してください。

部 門 別 補 償 業 務 経 歴 記 載 例

本様式については、特に下記事項について留意し、次頁以降の記載例にしたがって記載のうえ提出してください。

※発注（上段）

土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償コンサルタント登録規程第2条第1項の「補償業務を直接請負った経歴(元請)」しか認められませんので、建設会社、コンサルタント会社、民間企業、個人等からの発注は業務経歴には加算されません。

※補償業務の件名（下段）

契約書の件名では、当該部門の補償業務内容であるか分かりづらい場合は、以下のように収用対象事業の種類（内容）、当該部門の業務の内容であること等が分かるように適宜補足してください。

（例）（契約書の件名）「国道〇〇号線用地調査等業務」



（土地調査部門）

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区土地調査業務(登記簿の閲覧、土地の境界確認、権利者の住所・氏名の確認含む。)

（土地評価部門）

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区土地評価業務(標準地評価及び比準業務)

（物件部門）

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務(非木造建物及び立木等調査算定を含む。)

（機械工作物部門）

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区支障物件調査業務(〇〇工場設備調査算定業務)

（営業補償・特殊補償部門）

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務(〇〇商店営業休止補償調査算定業務を含む。)

（事業損失部門）

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区家屋調査業務（電波障害影響調査を含む。)

（補償関連部門）

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区意向調査業務

※業務経歴期間の計算については、年度又は暦年で時点の異なる2事例以上ある場合、本様式の終期から始期を差し引いた年月数が実務経験年数となりますが、それを満たさない場合は、それぞれの業務経歴期間の積み上げとなりますのでご注意ください。

資格を取得しようとする部門の業務経歴は4年以上必要です。

※件名の選択に当たっては、所属会社が受注した事例で、必ず**申請者本人が担当した事例を記載**してください。(虚偽の記載をした場合は、実施規程第21条第3号に抵触するおそれがあります。)

(様式4)

氏 名

星 野 佐 知

土地調査

部門

8.	資格を 取得し よう と する 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		令和元年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		令和元年 7月まで	県道57号改築工事〇〇地区用地測量業務 (土地境界確認、権利調査等土地調査を含む。)	
		令和元年 9月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
		令和元年12月まで	一般国道〇号改築工事〇〇地区土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)	
		2年 4月から	〇〇市道路建設課	
		2年 6月まで	市道〇〇線〇〇地区拡幅歩道設置工事用地測量業務 (登記簿閲覧、境界確認等土地調査を含む。)	
		2年 9月から	〇〇県〇〇土木事務所	
		2年11月まで	〇〇川改修〇〇地区築堤工事土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)	
		3年 6月から	〇〇地方整備局〇〇河川事務所	
		3年 7月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事用地測量等業務 (権利調査等の土地調査を含む。)	
		3年10月から	〇〇町土木課	
		4年 1月まで	町道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (土地境界確認等の土地調査を含む。)	
		4年 6月から	〇〇市街路課	
		4年 9月まで	都市計画街路〇〇線交通安全施設設置等工事土地調査業務 (権利調査、土地境界確認等)	
		4年11月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		5年 2月まで	〇〇西バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務 (権利確認等土地調査を含む。)	
		5年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		5年 7月まで	広域農道〇〇線拡幅工事用地測量調査業務 (登記簿閲覧、土地境界確認等業務を含む。)	
		5年 9月から	〇〇県〇〇土地改良区	
		6年 2月まで	〇〇地区ほ場整備事業灌漑排水工事土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)	
		6年 6月から	〇〇市下水道課	
		6年 8月まで	〇〇地区下水処理場建設工事用地測量業務 (登記簿閲覧等土地調査を含む。)	
			合 計	5年 4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地

東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称

新橋補償株式会社

代表者氏名

代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

		氏 名		甲 野 太 郎	
		土地評価		部門	

8.	資格を 取得し ようとする 部門の 補償業務 経歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		平成31年 4月から 令和元年 6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道20号拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務	
		令和元年 8月から 令和元年11月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区用地調査業務 (標準地評価及び比準業務等土地評価業務)	
		2年 4月から 2年 5月まで	〇〇市土木局道路建設課 市道〇〇線改築〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務	
		2年 9月から 2年11月まで	〇〇県〇〇地方振興局 一般国道〇〇〇号改築〇〇地区用地調査業務 (標準地評価及び比準業務等土地評価業務)	
		3年 5月から 3年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区用地調査等業務 (標準地評価及び比準業務)	
		3年 9月から 3年12月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務	
		4年 4月から 4年 5月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇地区土地評価業務 (標準地評価及び比準業務)	
		4年10月から 5年 2月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇地区用地調査等業務 (標準地評価及び比準業務)	
		5年 5月から 5年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地買収に伴う土地評価業務 (標準地評価及び比準業務)	
		5年 8月から 5年11月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事〇〇地区用地買収に伴う 標準地評価及び比準業務	
		6年 5月から 6年 7月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道51号改築工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務	
		合 計		5年 4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

(様式4)		氏 名		吉 田 俊 尚		
		物 件		部門		
8.	資格を 取得 し よ う と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)			
		令和元年 5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所			
		令和元年 7月まで	一般国道〇号改築〇〇地区建物等調査算定業務			
		令和元年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局			
		令和元年11月まで	県道 1 5 号改築工事〇〇地区非木造建物等調査算定業務			
		2年 4月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所			
		2年 8月まで	高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務 (物件・・・木造、非木造建物調査、算定業務)			
		2年 9月から	〇〇市道路建設課			
		2年11月まで	市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事非木造建物等調査算定業務			
		3年 4月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所			
		3年 7月まで	一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物、立木等調査算定)			
		3年 9月から	〇〇地方整備局〇〇河川事務所			
		3年11月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務 (建物等調査算定)			
		4年 4月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所			
		4年 8月まで	一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事家屋調査算定業務			
		4年10月から	〇〇市街路課			
		5年 2月まで	都市計画街路〇〇線改築工事建物等調査算定業務			
		5年 5月から	〇〇市道路建設課			
		5年 8月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物等調査算定業務)			
		5年 9月から	〇〇県道路公社			
		5年11月まで	一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区家屋調査算定業務			
		6年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局			
		6年 8月まで	広域農道〇〇線拡幅工事家屋等調査算定業務			
			合 計	5年 4月		

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

		氏 名		鈴木 洸太郎	
		機械工作物		部門	

8.	資格を 取得し よう とする 部門 の 補償 業務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)		
		平成 31 年 4月から 令和元年 8月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区物件調査算定業務 (機械工作物・・・ガソリンスタンド施設調査算定)		
		令和元年 9月から 令和元年12月まで	〇〇県〇〇地方振興局 県道5号改築工事〇〇地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・食品加工機械設備移転調査算定)		
		2年 4月から 2年 6月まで	〇〇市都市計画局街路課 都市計画街路〇〇線改築工事用地調査業務委託 (機械工作物・・・化学工場プラント施設調査算定)		
		2年 9月から 3年 3月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務委託 (機械工作物・・・金属加工工場ライン設備調査算定)		
		3年 5月から 3年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号〇〇バイパス建設工事〇〇地区特別物件調査等業務委託 (機械工作物生コン製造プラント調査算定)		
		3年 9月から 3年12月まで	〇〇市土木局道路建設課 市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (機械工作物自動車整備工場機械調査算定業務)		
		4年 4月から 4年 8月まで	〇〇県〇〇地方振興局 主要地方道〇〇線拡幅工事〇〇地区歩道設置工事物件等調査算定業務委託 (機械工作物・ガソリンスタンド施設及び石油貯蔵タンク移転調査算定)		
		4年11月から 5年 1月まで	〇〇市都市計画局街路課 都市計画街路〇〇線改築工事支障物件調査算定業務 (機械工作物・・・パン製造工場設備調査算定)		
		5年 5月から 5年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・有線放送設備の調査算定)		
		5年 9月から 6年 1月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事物件調査算定業務 (機械工作物・・・採石プラント調査算定)		
		6年 5月から 6年 7月まで	〇〇県〇〇地方振興局 林道〇〇線改築工事機械工作物等調査算定業務 (機械工作物・・・製材機械調査算定)		
				合 計	5年 4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

氏 名	佐 藤 守 胤
営業補償・特殊補償	部門

8.	資格を 取得し よう と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		令和元年 5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		令和元年 8月まで	一般国道〇号改築〇〇地区〇〇商店他営業調査算定業務 (営業・・・営業休止等補償算定業務)	
		令和元年 9月から	〇〇市街路課	
		令和元年10月まで	都市計画街路〇〇線改良工事営業調査算定業務 (営業・・・クリーニング店営業休止補償算定)	
		2年 4月から	〇〇県〇〇土木事務所	
		2年 6月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
		2年 9月から	〇〇市道路建設課	
		3年 3月まで	市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事用地調査業務 (営業・・・パチンコ店等休業補償調査算定)	
		3年 5月から	〇〇地方整備局〇〇港湾工事事務所	
		3年 8月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
		3年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		3年11月まで	県道〇〇号改築工事〇〇地区〇〇商店等他〇件営業調査算定業務 (営業・・・営業廃止及び休業補償調査算定業務)	
		4年 4月から	〇〇市道路建設課	
		4年 7月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (営業・・・コンビニエンスストア等営業休止補償等調査算定業務)	
		4年11月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		5年 2月まで	〇〇東バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務 (営業・・・〇〇商店営業規模縮小補償額算定業務)	
		5年 5月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
		5年 7月まで	一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇築堤用地調査等業務 (特殊・・・農業廃止補償調査算定業務)	
		5年 9月から	〇〇町土木課	
		5年12月まで	町道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (営業・・・美容院営業休止補償調査算定業務)	
		6年 4月から	〇〇市下水道課	
		6年 6月まで	〇〇地区下水道管渠整備工事用地測量業務 (営業・・・〇〇商店他営業休止補償調査算定)	
			合 計	5年 2月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

氏 名

中山 仁 章

事業損失

部門

8.	資格 を取 得し よう とす る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成 31 年 4月から 令和元年 5月まで	〇〇市道路建設課 市道〇〇線改築工事〇〇地区建物等事前調査業務
		令和元年 9月から 令和元年10月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区建物等事前調査業務
		2年 4月から 2年 6月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区建物等事後調査算定業務
		2年 9月から 3年 1月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇高架橋建設工事電波障害影響事前調査
		3年 5月から 3年 8月まで	〇〇県〇〇地方振興局 県道〇〇号改築工事〇〇地区家屋等事前調査業務
		3年 9月から 3年11月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号〇〇バイパス〇〇隧道建設工事物件調査業務 (事業損失・・・水枯渇補償算定)
		4年 5月から 4年 6月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事前調査業務
		4年11月から 5年 2月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事後調査算定業務
		5年 5月から 5年 7月まで	〇〇市都市計画局街路課 都市計画街路〇〇線改築工事建物等事前調査業務
		5年 9月から 5年12月まで	〇〇県〇〇地方振興局 広域農道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (事業損失・・・家屋等事前調査)
		6年 4月から 6年 6月まで	〇〇地方整備局〇〇河川事務所 〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務委託 (事業損失・水枯渇補償算定業務)
			合 計
			5年 3月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地

東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称

新橋補償株式会社

代表者氏名

代表取締役 ○ ○ ○ ○

朱 会
印 社

(様式4)

氏 名

伊 藤 三 花

補償関連

部門

8.	資格を 取得し ようと する 部門の 補償業 務経歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成 31 年 4月から 令和元年 9月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築工事用地調査業務 (補償説明業務を含む。)
		令和元年12月から 2年 3月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務
		2年 4月から 2年 6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民生活再建調査業務
		2年 9月から 2年12月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う代替地対策調査業務
		3年 5月から 3年 8月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事裁決申請書添付図書等作成業務
		3年 9月から 3年12月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (事業認定申請図書作成業務を含む。)
		4年 5月から 4年 6月まで	〇〇県〇〇農林事務所 〇〇地区灌漑事業〇〇ダム建設事業用地調査業務 (補償説明業務を含む。)
		4年11月から 5年 2月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事裁決申請書添付図書作成業務
		5年 5月から 5年10月まで	〇〇県〇〇地方振興局 〇〇ダム事業計画策定に伴う用地関係予備調査業務
		5年11月から 5年12月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇港改修工事漁業調査業務(補償説明業務を含む。)
		6年 4月から 6年 9月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム調査事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務
		合 計	
		5年6月	

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

朱印

各部門に係る補償業務の内容

1. 土地調査部門

土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務

2. 土地評価部門

- (1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務
- (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

3. 物件部門

- (1) 木造建築、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

4. 機械工作物部門

機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

5. 営業補償・特殊補償部門

- (1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

6. 事業損失部門

事業損失^{※)}に関する調査及び費用負担の算定業務

(注)※)事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損失等をいう。

7. 補償関連部門

- (1) 意向調査^{※1)}、生活再建調査^{※2)}その他これらに関する調査業務
- (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務
- (3) 事業認定申請図書等の作成^{※3)}業務

(注)※1)意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。

※2)生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。

※3)事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための協議相談用資料(事業認定申請図書(案))の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。

8. 総合補償部門

- (1) 公共用地取得計画図書の作成業務
- (2) 公共用地取得に関する工程管理業務
- (3) 補償に関する相談業務
- (4) 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務
- (5) 公共用地交渉業務^{※)}

(注)※)公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得に対する協力を求める業務をいう。

専門学校における補償講座（年度別開設状況）

支部	学 校 名	開 設 学 科		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
東北	学校法人 北杜学園 仙台工科専門学校	環境土木工学科	環境土木工学科	環境土木工学科
関東	学校法人 専門学校 中央工学校	測量科(夜間部)	測量科 (夜間部)	
中部	学校法人 電波学 園 東海工業専門学校 金山校	測量科	測量科	測量科
		測量設計科	測量設計科	測量設計科
近畿	学校法人 創真総合技術学園 近畿測量専門学校	情報測量学科	情報測量学科	情報測量学科
九州	学校法人 嶋田学園 福岡国土建設専門学校	都市環境設計科	都市環境設計科	都市環境設計科
	学校法人 九州測量専門学校	土木建設科	土木建設科	土木建設科
		測量情報科	測量情報科	測量情報科
			国際工学科	国際工学科
計		6 校	6 校	5 校

コースⅠ・コースⅠ（再）／コースⅢ 提出書類及び市販図書の再確認表

コース別	提出書類	
Ⅰ	① 受講申込情報（テキスト入力）	●無し
Ⅰ （再）	① 受講申込情報（テキスト入力） ② 登録用証明写真（JPEG/PNG 形式、3MB 以下） ③ 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴（作成した PDF に証明者押印後、PDF ファイルとしてアップロード） ④ 被保険者記録照会回答票（該当者のみ）	●公共用地取得実務経験者（民間業者在籍中）●出向者●添付する「補償業務経歴」証明印が前に在籍していた会社の代表者 上記の場合は、被保険者記録照会回答票（写し）
Ⅲ	① 上記と同様 ② 補償業務管理士登録証（表面の写し）	●公共用地取得実務経験者（民間業者在籍中）●出向者●添付する「補償業務経歴」証明印が前に在籍していた会社の代表者 上記の場合は、被保険者記録照会回答票（写し）
Ⅰ（再）・Ⅲ 共通	指定の市販図書（市販図書を使用する部門選択の場合のみ、用意する。）	

総合補償部門（コースⅢ）提出書類再確認表

総合補償部門選択 コースⅢ	① 受講申込情報（テキスト入力） ② 登録用証明写真（JPEG/PNG 形式、3MB 以下） ③ 補償業務管理士登録証（表面の写し） ④ 被保険者記録照会回答票
------------------	---

専門学校補償講座取得者（コースⅠ）提出書類及び市販図書の再確認表

専門学校 補償講座取得者 コースⅠ	① 受講申込情報（テキスト入力） ② 登録用証明写真（JPEG/PNG 形式、3MB 以下） ③ 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴（は証明者押印後の PDF を提出） ④ 卒業証明書または単位取得証明書（写し） 補償講座の単位取得が記載されているもの ⑤ 被保険者記録照会回答票（該当者のみ） ●公共用地取得実務経験者（民間業者在籍中） ●出向者 ●添付する「補償業務経歴」証明印が前に在籍していた会社の代表者 上記の場合は、被保険者記録照会回答票（写し）添付する。
	指定の市販図書（市販図書を使用する部門選択の場合のみ、用意する。）

※提出書類内容の詳細については、8頁、9頁をご覧ください。

※被保険者記録照会回答票など、個人情報(保険者番号、記号・番号など)が記載された書類をアップロードする際には、必ず該当箇所を黒塗り(マスキング)してください。

個人情報の取り扱いについて

- 1 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講者のプライバシーを尊重します。
- 2 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講申し込みの際に、講習業務の遂行上必要な事項として、氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、資格者の登録・更新講習会・補償コンサルタント CPD 制度の案内等に利用し、それ以外の目的では使用しません。
- 3 申し込みの際にご提出いただいた申込書の内容を外部に意図的に公開、提供することはありません。
- 4 外部からの個人情報の公開、提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、申込者のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により個人情報を開示しなければならないときは、開示する場合があります。
- 5 申込者の情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。

一般社団法人 **日本補償コンサルタント協会**

郵便番号 104-0032

東京都中央区八丁堀 2-20-9

八丁堀 FRONT 3階

電 話 03 (6275) 2763 (研修事業部 直通)

FAX 03 (6275) 2693